

第二十八回国 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
小笠原 三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

衆議院議員

政府委員

事務局員

説明員

大蔵省主税
局税関部長 木村 秀弘君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計
局法規課長 小熊 孝次君

第五部 大蔵委員会會議録第十四号

本日の會議に付した案件
○夜勤手当等に対する所得税の特例に
関する法律案(衆議院送付、予備審
査)
○租税特別措置法の一部を改正する法
律案(衆議院送付、予備審査)
○外國為替及び外國貿易管理法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
○製造たばこの定価の決定又は改定に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○昭和二十八年度から昭和三十三年度
までの各年度における國債整理基金
に充てらるべき資金の繰入の特例に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○漁船再保険特別会計における特殊保
険及び給与保険の再保険事業につい
て生じた損失をうめるための一般会
計から繰入る繰入金に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○関税法の一部を改正する法律案(内
閣提出)
○日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三条に基づく行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○委員長(河野謙三君) これより委員
会を開きます。

以上いづれも予備審査の二案を便宜
一括議題として、發議者より提案理由
の説明を聴取します。
○衆議院議員(横山利秋君) たいま
議題となりました夜勤手当等に対する
所得税の特例に関する法律案外一法律
案につきまして、提案の理由を御説明
申し上げます。
まず、夜勤手当等に対する所得税の
特例に関する法律案につきまして申し
上げます。
深夜十時から早朝の五時まで、官庁、
民間産業を問わず業務の必要に応じて
働く夜間勤務労働者の夜間労働に對し
て支給される金額は平均して僅少であ
り、実費支弁の内容を持っていないに
かかわらず、一般給与と同様の税率が
適用されております。夜間勤務の特質
は今さら言うまでもありませんが、肉
体的、精神的な疲労おびただしいも
のがありまして、人間として不規則な
生活を重ねる結果、回復し得ない疲労
が残り、平均年齢についてまで影響あ
ることはすでに統計にも明らかであり
ます。
従つて、これらの者について、税制
上からも措置すべきであるとの意見は
数年来からございまして、すでに日直
料、宿直料として支給されているもの
につきましては、二十九年一月一日以
降課税しない旨を、国税庁長官から通
達が発せられております。しかるに、
実際に働いている労働者の夜勤手当等
については同時に考慮がでなかつたこ
とは、大蔵省として当時調査中として

時間の関係上からはいえ、不均衡き
わまるものがあると言わなければなり
ません。関係者の痛嘆しているところ
でございまして。
夜間勤務者の種別、階層、金額など
調査してみましても、まことに気の毒
であり、収入する夜勤手当等は、夜間
勤務者が夜食とするシナそば二杯分に
該当するくらいのものであります。こ
の際、実費支弁の意味において、非課
税とする立法措置を講ずる必要がある
と存じます。労働基準法におきまして
は、夜勤手当は最低百分の二十五とし
ておりますが、率によつて恩恵が区々
にわたるのを避けるために、この特例
の限度率は基準法通りの百分の二十五
としたしております。
また、これが適用されるのは、警察
官、看護婦、交通労働者、その他民間
産業にあつて溶鉱炉を守つて働く夜間
勤務者などでありまして、そう大きな
金額にならないものと推定をいたしま
す。この位の金は、政府において十分
措置し得ると考ふる次第であります。
今日税制の特例は、各方面にわたる
行われておりますが、それらはほとん
どが大企業、大口所得者に対するもの
でありまして、日本産業の基礎となつ
ております労働者に対する思慮は、ほ
んど皆無であります。何とぞ御審議
の上、深夜黙々として産業復興、公
共、治安、病人の看護、交通安全に携
わつております男女労働者諸君に對
し、深甚の考慮を払われまして、すみや

かに可決されんことをお願いする次第
であります。
次に、租税特別措置法の一部を改正
する法律案の理由を御説明いた
します。
最近、わが国における労働金庫の役
割は日増しに増大しておりますが、勞
働金庫及び労働金庫連合会の運営はい
まだ十分であるといふことはできませ
ん。労働金庫の発展のためには、その
内部留保を充実させることが当面の急
務であります。この観点に立つて、こ
こに労働金庫及び労働金庫連合会が、
各事業年度において、その所得の全部
または一部を留保したときは、その留
保した金額が出資の総額の二分の一に
達するまでは、当該事業年度の所得に
對する法人税は課さないこととする改
正案をここに提案いたしました。
以上、夜勤手当等に対する所得税の
特例に関する法律案外一法律案につ
きまして提案の理由を御説明申し上げ
ましたが、慎重御審議の上、御賛同あら
んことを希望いたします。
○委員長(河野謙三君) 両案の質疑
は、都合により後日に譲ります。
○委員長(河野謙三君) 次に、外國為
替及び外國貿易管理法の一部を改正す
る法律案を議題とし、政府より提案理
由の説明を聴取いたします。
○政府委員(白井勇君) たいま議題
となりました外國為替及び外國貿易管
理法の一部を改正する法律案につ

して、提案の理由を御説明いたしませう。

外国為替及び外国貿易管理法は、外国貿易の正常な発展をはかり、国際收支の均衡、通貨の安定を確保することを目的としたておられます。そのため、国際通貨基金協定の規定を受けて、外国為替相場場の建て方に関する規定を設けておりますが、本邦における外国為替の売買相場の変動の幅の制限に関する管理法の規定は、国際通貨基金協定の規定に比して、より制約的な面があり、必要以上に制限されております。このため、かりに為替相場場の建て方に関して海外において何らかの措置がとられた場合には、本邦においてこれに即応して措置することが著しく困難となることも予想されますので、此の際、この点についての規定を改める等、最近における外国為替に関する海外の動向にかんがみ不適当と思われる規定を整理するため、所要の改正を行うことといたしました。

次に、現在の管理法におきましては、質問検査の対象が外国為替公認銀行と両替商に限定されておりますが、為替貿易管理制度の簡素化を進めるに伴い、管理の適正を期するためには、内外の貿易業者、保険業者、海運業者等この法律の適用を受ける取引を営業とする者に対しても質問検査を行い得るようにならなければならないと、質問検査の対象にこれらのものをつけ加えることといたしました。

以上がこの法律案を提案いたしまする理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 本案の補足説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、大蔵当局より概要の説明を聴取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君) この法律は簡単でございますので、梗概だけを申し上げますが、昨年の七月に「ホープ」というたばこを新しく売り出した。八月から「みどり」というたばこを売り出しました。このたばこの売れ行きはその後順調でありますので、試験販売期間をやめまして、本格的にこれを売り出そうと、こういうことで、定価法の中にこの二つのたばこを追加していただきたいと、こういう趣旨のものでございます。

○委員長(河野謙三君) 御質疑のある方は順次御発言を願います。

○平林剛君 たばこの新製品を発売するにあたって承認を求めているわけですが、「ホープ」でございませうね、これはたばこの御説明をお聞きいたしましたけれども、フィルター付の紙巻たばこが最近なぜ世界的に流行するかのうわさは下火になりましたけれども、私の承知しておるのでは、大へんアメリカはたばこを吸う人に肺ガンが多く、そこでその肺ガンにおそれをなすためにフィルター付で防止をしよう、こういうことで、アメリカ等においては非常な流行を来たしておると承知いたしておるわけでありませう。国内においても強い発売の要望があつたと思ひますけれども、その強い

要望というのは、日本人でもたばこを吸い過ぎると肺ガンになるおそれがあるから、それであるからこれを研究してフィルター付の紙巻たばこを発売せよという声があつて、このような新製品を発売されたかどうか。もしそうだとすると、これはどの紙巻たばこにも同じことが言えるわけで、大へんなことになると思ひます。どういう意味で、このフィルター付紙巻たばこを国内の強い発売の要望に基いて作られたのか、その趣旨を御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま肺ガンの問題がございましたが、フィルター付のたばこが肺ガンの予防にいいんだというふうな、うわさの中しませうか、そういう考え方があるということは、たゞいまお説の通り、外国にはそういう意味でフィルター付のものが流行したということもあるかと思ひます。ありますけれども、まだこの点につきましては、医学的にはつきりした、フィルターがそうした予防として効果があるかどうかということ、さらに発ガン物質と言われまする三十四ペンツピレンというものが一体たばこの煙の中に入つておるかどうかということにつきましても、なかなか科学的な結論がまだ出ておらないような状態でございます。われわれもいたしまして、これはゆゆしい国民保健上の問題でございますので、一般国民保健をつかさどつておりますところの厚生省からいろいろ補助金が出ておりますし、それから公社といたしまして、喫煙科学研究室というふうなものを研究所の中に作りまして、目下研究をいたして

おりますが、まだ現在のところ、喫煙の煙の中から日本のたばこが先ほど申し上げました三十四ペンツピレンというふうなものを抽出するところまでは至つておりません。そこで、このフィルター付のたばこをなぜ売り出されたか。一般の要望の中には、確かに外国、たとへば米英あたりでは四割くらいがフィルター付のたばこが売れているのであります。そういうふうな当初のいろいろな流行の動機は、私も正確には承知しませんが、まあそういううわさがあつたかと思ひますが、ともかくも新しい理のたばこ申しませうか、特に現在の日本のたばこの価格値段のグループというふうなものが、あまり豊富でございませぬので、景気の消長とかその他で、高いたばこと安いたばこの嗜好の移動、購買力の移動が非常にひんぱんに起るといふことから、何とか、四十円、あるいは十本で二十五円というふうな、そういう価格のたばこの銘柄をふやしたいというふうな考えておつたわけでございますが、外国のフィルター付の流行というふうなものに感じて、国内でもそういう新しいたばこに対する要望がございまして、それで公社といたしまして、フィルター付を売り出すようにいたしましたわけでございます。従つて遠い縁をたどりませうと、外国のフィルター付のたばこの流行には、そういうこともあつたかと思ひます。新しいたばこの流行というように考へるの

が至当でありまして、そういう新しいたばこに対する要望という意味から、公社もたばこを売り出したということ

で、肺ガンとは関係ない、こういうふうな私考えおります。

○平林剛君 今回の提案が肺ガン予防のためにフィルター付紙巻きたばこを発売したのでないという御説明があらりましたから、私もそれを了承いたしたいと思つております。先般アメリカの科学者の研究結論について、私も専門外でありますから、確かなことは言えませんが、大体しるうとで眺めてみましても、日本の場合大きくきく宣伝をされますと、日本人でもたばこを吸うと肺ガンになるのではないかという心配をなさる方があつた。これは将来たばこの売れ行き等においても、現在は響いておりませぬけれども、たゞいま発売の理由がそういうところないかということとわかつてきたけれども、もしかりに専売公社にそんな考えがあつて、発売をされたということであれば、アメリカの科学者の結論に替へて出したということに相なりませぬので、重大なことになるかと思ひますが、しかし一部にはそういう心配をなさつておる人もあるわけでありませぬから、専売公社も一つ日本人の場合の体質、あるいは環境等においては一体どうだろうか、専門的に研究を行なつて、少しでも心配をして国民に納得し、安心させるような措置をとるべきではないだろうか。こういうことを私は要望いたしておきたいと思ひます。

第二にお尋ねいたしますのは、フィルター付紙巻きたばこを発売をせ

たいと思ひます。

たいと思ひます。

られることになりますという、今までのたばこより手間のかかる、いわば高級品になると思うのであります。そのためにはなほだしくコストが高くなるようなことはないか。コストが高くなるという、専売納付金その他にいろいろな関係が出て参りますので、一体どの程度のコストになるのか、従来の紙巻きたばこに比較をして、どの程度経費がよいかかるものか、それを一つお答え願いたいと思ひます。同時に現在では、「ホープ」だけでございませうけれども、将来フィルター付紙巻きたばこをその他にも作っていく考案があるかどうか。監理官、お答えに適當でないけれども、一つこの機会にあなただの知つてゐる範囲で御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(村上孝太郎君) フィルター付にいたしますと、機械も特殊になりますし、それからフィルターのなりませぬ酢酸繊維でございませうが、これはなかなか日本で作るのにはむずかしいので、少し高くなるのは事実でございませう。ただフィルターの部分だけ葉タバコが要りませぬので、その点はいふ相殺されることになりませう。現在の「ホープ」のコストでございませうけれども、まあ「ピース」が十円二十七銭ばかりかかつておられますが、「ホープ」はそれに対して約八十銭ばかり高くなつており、十一円ちよつとになつております。現在四十五円で売つておられます「富士」でございませうが、これが十三円四十七銭でございませうので、「ホープ」と「ピース」とほとんどコスト的にもあまり大した差はないということ、で、「ピース」の四十円というところで売出すたわけでございます。

将来フィルターのたばこを、ほかにも銘柄をふやすかどうかという御質問のようでございませうが、まあ公社といたしましては、いろいろこの需要に応じた新しい型のたばこというものを作りたいと思つておられます。たとえばキング・サイズのたばこであるとか、国内の葉タバコもたくさんございませうので、何とか将来の国民保健の障害にならない限りにおいてふやしたいと思つておられるわけでありませう。そういうことで、今後キング・サイズのフィルター付のたばこだとか、いろいろなフィルターが将来使われるかどうかというところにつきましても、それがこの「ホープ」の販売によりまして国民の強い永続的な需要の方向に向つておるといふうな確信がわれわれに得られますれば、今後いろいろのふやしていききたい、こういうふうな思つておられます。

○平林剛君 時間がありませんから、もう一つだけお尋ねして、私の質問を終わりますが、製造たばこの値段について、政府はたびたび今回のような法律を提出しては議会の承認を求めておられるのでありますが、実質的には議会の承認を得るまでは試製品であるといふのが、実際にはわかりがなく、今回承認を求められることもはなはだ形式的になつておられるのが実情であります。私にはしばしば、たばこは専売公社にその責任の大半を負わせて、企業として独立制を發揮しつゝ、企業採算をとつて、専売納付金を確保させて、かなり企業的には自主性を持たせてもいいのではないかと、この見解を持つておられるわけでありませう。このような製造たばこについて、いざ商品でございませうから、商品がその専門家である専売公社の自主的な考案で、ある程度幅を持たせた方がいいという主張もしておられるわけですが、私も議会でこれを審議する場合は、ただ予算に重大な関係があるから審議するのである、商売人やあるいはそういう企業の専門家でありませぬから、こまかいことはわからぬ。ただ形式的にこれに了承を与えておる程度であります。こういうようなやり方を今後も続けていくべきか、それとも何かほかの方法をとつて、形式的な承認を求めるといふことではなく、大幅に企業の自主性というものを認めた形で今後の仕事をやらせるかというところは検討を要する問題だと私は思ふのであります。何かあなたの方にこのことに関してお考えがございませうか、この機会に一つお考えを聞かしていただきたい。

○政府委員(村上孝太郎君) どういうたばこがどういふふうな売れるかという、そういう見込みにつきましても、確かに申し上げましたように、もちろん屋でございませう、専売公社に、何といひますか、見直しというふうなものをお勧めして、こうした試験たばこの販売その他についても、いろいろの公社の企業性と申しますか、そういうふうな点を尊重していききたいと私は思つておられます。ただこのたばこの価格と申しますものは、もう私が申し上げるまでもないのでございませう、財政法三条に書いてございませう、この専売品と申しますものは、いわば消費税の化体したものがその価格の中に含まれておるわけでございます。憲法八十四条の租税法律主義というよ

うな点からみまますという、これはやはり租税そのものではございませぬけれども、専売価格というふうなものも国民生活に与へます影響から申しますと、やはり財政立憲主義の建前から国会の議決をいたしたくということの方が私は必要であり、また大事なことではないかと思つてございませう。その二つの要請を調和いたしましたのがこの製造たばこの定額法にございませう。六月の試験期間において専売公社としてのそのたばこの売れゆきその他についての判断をさせて、大體大丈夫だと思つたところで、この国会の議決を求め、こういうふうな現行の制度というものは、この二つの理念を調和する制度としまして、私はまた妥当じゃないかと思ひまして、現行制度以外に何か新しい考案がないかと申されましても、ちよつと私の現在の考案としましてはほかにこれにかわるべき制度はないのではなからうか、こういうふうな考案をしております。

○委員(河野謙三君) ほかに御質疑はございませぬか。

○杉山昌作君 たばこの定額のきめ方についてなんです、これはこの委員会でも数年前に非常にしばしば取り上げられましたので、強く政府に要望したと思つておられますが、今の「ホープ」がこれ四十円になつておられますが、大体これは原価は十一円だといふと、小売人の手数料は八分として三円、大体十円、あとの二十六円が専売益金だ、こういうふうな考案が、その専売益金に今のお話のように消費税が入つていく。そうすると事業の利益と税金をどうして区分するか、大ざつぱにいって、今日専売益金は千何百億あるとい

うのですが、あれは一体消費税プラス事業益金なのか、消費税マイナス事業欠損なのかということも計算ができません。それで先般も専売公団の経営についてのいろいろな議論があり、あるいは改善意見が審議会から答申されて、独立採算でやれ、能率を上げろということでありませうが、独立採算といつてみても、結局税金と企業利潤あるいは企業損失と合体したものであるならば、果して専売公社の事業が一体独立採算になつてゐるのか欠損になつてゐるのかわからない。たとえば鉄道とか電々公社、これは税金分がない、あの料金の中には……従つてあの料金でやつて損益というのは、これは全部企業の損益で、専売公社の分は税金部分が非常に多い。従つて企業の努力をしたかしないかということのはつきり出てこない。もつとおかしなことは、たとえば生産費の節約といふことを考へた場合に、今の「ホープ」は十一円だ、一割の節約をしようといふのは非常に大へんな節約だ、ところが十四円にしか益金が出ない。ところが十四円のものに対して二十六円のものがあるから、少し無理をして高い物をちよつと売れば益金はその方がうんと出る。マーシンの多いから……そうすると、専売公社は一体まじめな努力をして生産費の低減をはかるよ、そつちの方はすつぽかしておいて、そうして無理に高い物を売ることによつて益金はじゃんじゃん上る、こういうふうなことになるのです。そこに、私は専売公社の事業のほんとうに採算に合うようになまじめな努力をするかしないかというこのけじめがな

い。従つて四十円のうち品代金が幾ら、税金が幾らということをも二つに分けて計算して、そうして税金部分はちょうど鉄道で通行税を右から左へ国庫へ納めておるうちに、税金部分は右から左に国庫へ納めて、益金だけでも、その資金の調達も考えるし、また損益計算もするということ、初めて専売公社のほんとうの企業精神にのつてて独立採算の事業をやっているのだというところがはつきり出てくると思ひます。そういうことをやると、そのことは、さつき申し上げました通り、数年前にこの委員会ですいぶん激しい議論が出た。その後昭和二十九年の公企体税率委員会においても、これが取り上げられて、まさにその通りそれをやるべきだけれども、今すぐ専売公社にそれをやれといつても、ちよつと大へんかもしらぬから、さしむきの方法として生産費を調べて、これを公表して、その生産費の増減で税率の増減を見、一応のことであるよりほかあるまいという答申で、現にそうやっているとあります。ところが昨年の十二月あいつふうな専売事業の改善についても、大幅な改善意見が出ておる際でも、大蔵委員は数年前からこの委員会で問題になつておる今のような四十円のうち幾らが品代金で幾らが税金だ、品代金だけについて専売公社は資金のやりくりをして計算をしない。税金は右から左に納めなさい、こういうふうな企業経営的な方にもつていくべきだと思つておるが、村上さんあるいは大蔵省としてその点どういふふうにお考えになつておられますか。この問題は私は先般の公企体審議会の答申に関連して、もう少しほかの問題に関連して、

あらためて大臣にお伺ひしたいと思ひますが、ちよつとこの問題が出ておると思いますので、一応の御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(村上孝太郎君) 非常に大きな問題でございまして、専売価格の中でどこまでが税金でどこがコストであるいは企業努力による利益だ、こういう問題、これは私が記憶しております限りでは、相当古くから議論されておりました。先ほど杉山委員が引かれておりました昭和二十九年の合理化審議会でのその問題が出ましたときに、当時の公社総裁は、その二つは区別しない方が専売制度のいいところだ、こういうことでむしろ反対をしておられました。しかしまあ専売価格というものが消費税率と違つて、税率に比べては確かにそういうところかもしらぬと思ひますが、最近のごとく公社の経営の効率化ということが非常に世評の的になつておりました。税率に比べては信賞必罰がはつきり加わるようなそういう制度でございまして、他は競争企業とかあるいは金融機関とかあるいは株主総会というふうなもの、特殊な企業体におきまます税率をいかに確保するかという問題として、もう一度そういう問題を検討すべきだと私は思つておられます。御存じのように予算書の参照書に載つております予定原価というものがその合理化審議会のときにいわば一つの妥協の産物としてできた制度であります。これ以上が企業利益であり、これ以上が税金だということになりますと、予算をきめるときに、これは議論が出てきて、なかなか

きまらないわけですが、できるだけその予定原価を甘くしてもらつた方がよい。そういうふうな身に身銭に関することになりますと、公社としては大問題であります。どこがコスト部分だということをはきめることは、これはなかなかむずかしいわけでありまして、それが客観的に合理的に計算されるものであれば、たとえ専売益金として企業利益あるいは税金と一緒に取りましても、計算上はどこから税率を上げたということがはつきりするわけでありま

す。われわれとしましては、それをだれが見ても客観的にこれが合理的なコストの線だというふうな、何といま

すか、計算ができるという方法があるかどうか、今度の公企体審議会がまた起りますについても、非常に目下検討し勉強しておるところでございまして、公共企業体審議会の答申にござい

ます。政府は調査会を設けてもう少し勉強しろという答申の趣旨にのつたりま

して、来年度作ろうと思つております調査会におきましては、そうした価格

的なコスト部分と税金部分との区分というものが果して正確にできるものかどうかということも、私どもとしては研究したいと思つております。ただ、ただいまのところは、結論的にどうしたら妥協な計算制度が得られるかということについては、まだ確信のない状態でございます。

○杉山昌作君 お話大体わかりましたのですが、今後は一つ、ぜひこの問題は十分に取り上げられて御研究をお願いしたいと思います。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑がございませんか。——他に御質疑がなければ、本案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、大蔵省当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(小熊孝次君) 昭和二十八年から昭和三十三年までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、すでに政務次官から提案の理由が述べられたわけでございまして、若干補足いたしまして御説明申し上げます。

この法律は昭和二十八年に制定されました。その後毎年延長して参つたわけでありまして、その趣旨をいたし

ます。その内容は、従来と変わりがござい

ませんが、その内容につきましまして簡単に御説明申し上げます。まず第一の問題といたしましては、現在国債の償還につきましましては、国債整理基金特別会計法の第二条の第二項の規定によりまして、前年度における各年度の国債

総額の百分の百十六の三分の一相当額の繰入規定がございまして、そのほか

に財政法の規定によりまして、前々年度の剰余金の二分の一相当額を国債償還のために繰り入れることになってお

ります。この先ほど申し上げました百分の百十六の三分の一相当額の繰り入れ

は、これは適用しない。三十三年度についてはさらに適用しないということにいたしたい、こういうことが第一点

でございます。

それから第二点といたしましては、日本国鉄と日本電信電話公社が発足いたしました際に、その負担しておりましたところの国債の債務を一般会計が肩がわりいたしました。そうして一般会計が国債整理基金特別会計に繰り入れる、こういうことになっております。電々国鉄はその財源を一般会計に納付することになっておりましたけれども、事務簡便化の見地から申しまして、日本国鉄、電々公社が直接国債整理基金特別会計に繰り入れ、納付する、こういうふうな方法を二十八年からとつておつたわけでござい

り受けの申告を待たないで、一方的に税関で告知ができる、いわゆる納税義務者の確定という点が第一点でございます。

第二点といたしましては、第二次以降の譲り受けの場合につきましては、第二次以降の譲り受けの場合につきましても、自動車のように登録制がしかれておるもの、あるいは証紙制度の確実に行われておる物品、そういうものにつきましては、第二次以降の譲受人は第一次の譲受人と連帯して納税する義務を持つ、いわゆる連帯納税義務の規定を置いたことでもあります。なお、第二次以降の譲受人が業者である場合、外国物品を販売することを業としておるものである場合につきましては、そういう特定物品でない物品につきましては、第一次の譲受人と連帯して納税しなくちゃならないという規定を置いたことでもあります。

第三点といたしましては、これらの納税義務者または連帯納税義務者が、今申し上げましたような物品を持っておることがわかりました場合には、税関長が保税地域に搬入することを命令することができ、もしその物品の所有者または所持者がこの命令に従わない場合におきましては、かわつて税関で搬入を行なつて、その費用を所有者または所持者に支払わせることができる、いわゆる保税地域への強制搬入規定を置いたことが第三点でございます。

以上簡単にございしますが、説明を終わります。
○委員長(河野謙三君) これより本案に対する質疑を行います。――別に御質疑もなければ、本案に対する審議は後日に譲ります。
なお、資料の御要求等ございません。

か。(なしと呼ぶ者あり)
それでは本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
- 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第七條第二項を次のように改める。
- 2 外国通貨についての正しい裁定を、外国為替相場は、大蔵大臣が定める。
- 第七條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を削り、同條第六項中「第一項から第四項まで」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とする。
- 第六十八條第一項中「又は両替商」を「両替商その他この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者」に改める。
- 第七十條第一号を削り、同條第二号中「第七條第六項」を「第七條第四項」に改め、同号を同條第一号とし、同條中第三号以下を一号ずつ繰り上げる。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 附則

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に関する請願(第九七二号)
 - 一、生命保険料控除額引上げに関する請願(第一〇四八号)(第一〇五三三号)
 - 一、所得税軽減等に関する請願(第一〇六六号)(第一〇六七号)
- 第九七二号 昭和三十三年三月三日受理
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に関する請願
請願者 名古屋市南区駄上町一ノ八 広瀬惣市

現行「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」は、酒税の保全のみを重視した結果、大企業に有利になるよう、酒類業組合の運営において組合定数の変更、調整、活動等の最重要事項の議決権に組合員が移出する酒類の石数も行使できるように規定され、また昭和三十三年法律第四十八号により法律の目的に新たに「業界安定」が追加規定されたが、しよちゆう酒造組合にあつては組合設立当初二百十三社の組合員が議決権に石数の行使が認められていたため中小企業者の意見が反映されず経営不振のため現在百三十九社に減じ、なおこの事態が今後も続けられるものとすれば、残存中小企業者も結局倒産することは火を見るよりも

明らかであるから、本法律の第三十八條から石数議決権を削除し、酒類業組合が、組合員全員の共同利益のため運営され、中小企業者が父祖伝来の事業を堅持するとともに、われわれが納付する酒税がひとしく保全される措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇四八号 昭和三十三年三月五日受理
生命保険料控除額引上げに関する請願
請願者 北海道千歳郡千歳町本町一丁目千歳町簡易保険加入者の会内 中川英男

国民経済の改善をはかる上においても貯蓄の増進は国家の重要問題であるが、現行の所得控除のうち生命保険料の控除額は低きにすぎることから、これを最低四万円以上に引き上げられたいとの請願。
第一〇五三三号 昭和三十三年三月六日受理
生命保険料控除額引上げに関する請願
請願者 北海道空知郡砂川町北本町砂川簡易保険加入者の会内 武田忠雄

この請願の趣旨は、第一〇四八号と同じである。
第一〇六六号 昭和三十三年三月六日受理
所得税軽減等に関する請願(二通)
請願者 東京都江戸川区西小松川一ノ二、七一、九江戸川民主商工会内 奥井祐四郎外一名

紹介議員 小笠原二三男君
中小商工業者の税負担が依然として過重であるから、昭和三十三年度予算編成に関連して、(一)剰余財源は減税に充当すること、(二)減税の基本方向を所得税中心にすること、(三)所得税の減税方式は各種控除の引上げにより免

税点の引上げを中心とすること等の立法措置を講ずるとともに、なお剰余金がある場合は、(一)中小法人税率の引下げ、無人格法人に対する法人税課税の廃止、同族法人の行為計算の否認の廃止、(二)間接税の軽減、物品税の廃止、(三)租税特別措置の改廃、(四)事業税、大衆的飲食税の減税と固定資産税の免税点の引上げ、(五)住民税の軽減、(六)中小業者の店舗改装、設備改善積立金の免税等の実現を図られたいとの請願。
第一〇六七号 昭和三十三年三月六日受理
所得税軽減等に関する請願(七通)
請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、〇九三豊島事業協同組合連合会内 青木新吉外六名

紹介議員 平林剛君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。

紹介議員 平林剛君
この請願の趣旨は、第一〇六六号と同じである。